

第24期 軽井沢町農業委員会 第9回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p>(開会：13時30分)</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます、定刻になりましたので、第9回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
市村初仁会長	<p>委員の皆様、本日はご出席いただきありがとうございます。3月になりまして令和2年度の総会も最後となりましたが、日頃より軽井沢町農業委員会活動にご尽力されていますことに感謝申し上げます。さて、いつも申し上げ、ご承知のとおり農業委員と推進委員には地域のリーダーとして期待されており、役割であります、農地利用の最適化推進活動として農地の貸し借り、権利移動による利用集積と集約化、農地中間管理機構と連携し耕作放棄地の発生防止と解消並びに農業後継者の確保のため新規就農及び定年帰農者による担い手の確保等に引き続き協力をお願いしたい。なお、本日もJA関係の報告や農業農村支援センターの戸谷補佐もご出席いただいておりますが、戸谷補佐は人事異動により、4月より松本へ異動となりますので、本日が最後のご出席となります。後ほどご本人よりご挨拶もごございますが、3年間、戸谷様には町農業委員会活動にご協力を賜りましたことを感謝申し上げますと共に、今後の益々のご活躍をご祈念いたします。それでは第24期軽井沢町農業委員会第9回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので、よろしくをお願いします。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、14名の出席でございます。坂本委員より欠席の連絡がありました。農地利用最適化推進委員7名中、7名の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号2番の依田美和子委員と議席番号10番の市村正喜委員の2名をお願いします。</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>青木事務局長</p>	<p>次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p> <p>それでは、お手元の次第1ページの令和3年2月26日から令和3年3月25日までの行事等について、報告いたします。</p> <p>2月26日（金）に軽井沢町農業委員会第8回総会が開催されました。</p> <p>3月16日（水）に農業委員会3月役員会が開催され、会長他の役員が出席されました。</p> <p>3月23日（火）に自然保護審議会が開催され農政部長が出席されました。</p> <p>3月25日（木）に長野県農業会議第5回臨時総会が開催され会長が出席されました。</p> <p>続いて2ページの（2）土地処分結果の①許可分ですが、2件ございまして、農地法第4条で_____の、_____、について、_____年__月__付長野県指令_____第__号の_____、_____で許可となっております。もう一件は5条となりますが、_____の、_____さん、について、令和__年__月__付長野県指令_____第__号の_____で許可となっております。</p> <p>②取り下げ・県不受理・廃止届分、③の保留分はございませんでした。</p> <p>（5）法務局・裁判所・税務署による農地等の現況照会につきましては、登記所からの照会で、_____、_____、_____の計__件ございまして事務局で現地を確認し回答をいたしました。</p> <p>次に5ページ（6）相続税、贈与税の納税猶予継続届出に伴う「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」交付結果については、__件ございまして、それぞれ、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認し、証明書を交付いたしました。</p> <p>事業報告は以上でございます。</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>なし</p>
<p>市村初仁議長</p>	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。それでは、事務局より説明願います。議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。</p>
<p>青木事務局長</p>	<p>議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。次第は、5ページ、補足資料は1ページから24ページをお願いします。_____でございます。農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、____で、農地法による農地区分は_____になります。</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>それでは、申請書に基づき説明させていただきます。</p> <p>番号1について、申請人の氏名ですが、_____は、__名となりまして、_____、 _____に住所のある、_____、_____、_____に 住所のある、_____、_____、_____に住所のあ る、_____、_____、_____に住所のある、_____、 _____、_____に住所のある、_____、_____、 _____に住所のある_____、_____に住所のある _____でございます。_____は、_____に住所のあ る、 _____です。</p> <p>次に、2の許可を受けようとする土地の所在等ですが、_____、 _____、__、_____です。権利設定の内容は、更新による _____になります。</p> <p>次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考に して下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、非耕作地はなく、す べての農地について全部耕作することになっており問題はないと思われま す。</p> <p>次に作物ですが、_____の作付け内容になっています。</p> <p>大型農機具関係ですが、_____、_____となっています。</p> <p>農作業に従事する者関係についてでございますが、_____となっております。</p> <p>次に権利設定する農地までの距離と時間ですが、____、__で____、_____となっ ております。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、_____となっ ており、常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。</p> <p>農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号関係の権利取得後の経営面積状況関係（下限面 積）ですが、問題はございません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第6号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しませ ん。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第7号関係の周辺地域との関係についてですが、これ までも農地として利用しており、今後も同様に農地として利用してまいります ので影響はございません。補足で説明しますが、この土地は_____ にございますが、____が開始される前までの令和__年__月まで____したいとの ことでございます。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号 番号1について担当委員より説明願います。</p> <p>委員番号4番の佐藤寛治委員が議案第1号番号1について説明します。 _____に_____から_____があり、____も____して____したいとのこと</p>
-------------------------	--

	<p>です。_____まででございます。説明は以上の通りでございます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>佐藤推進委員、補足説明はございますでしょうか。</p>
委 員	<p>ございません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p><u>なし</u></p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>それでは次に議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。なお、5条申請は3件ございます。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>議案第2号番号1について説明をいたします。次第6ページ、補足資料25ページから38ページをお願いします。議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。_____でございます。</p> <p>_____は、_____、_____に住所のある_____、_____です。_____は、_____、_____に住所のある_____、_____です。</p> <p>申請の所在地は、_____、_____、_____で、面積は_____ですが、その内、_____が_____でございます。場所でございますが、補足資料26ページに位置図がございますが、_____、_____より_____に_____程進んだ箇所になります。</p> <p>転用の目的ですが、_____である_____が_____より_____に_____ほどの_____を_____しておりますが、_____で_____の_____、_____を_____したいとのことでしたが、_____が_____、_____は_____なりますが_____の_____であれば、_____であると判断し、_____の_____と協議の上、_____を_____となりました。農地全体では_____ですが、_____はそのうち_____として_____となります。町の用途地域区分は、_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになりますので、参照してください。</p> <p>(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、土地賃借料が、_____</p>

	<p>千円、となっています。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____となり、_____が添付されております利害関係につきましては抵当権、その他権利等は設定されておりません。</p> <p>次に施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では、許可後から令和__年__月末までが、工事期間で、概ね1年以内となっており、問題ないと思われま。次に、施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、該当いたしません。次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課及び農林振興係とは協議済みです。</p> <p>次に施行規則第57条第3号の農地等以外の土地利用はないので、該当しません。次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に農地法第5条第2項第4号の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されております。以上により議案第2号番号1については、許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>6番の坂本雄樹が説明を行います。_____に_____の_____と推進委員の堀川さん、私の3名で現地立会を行いました。場所はさきほどの事務局説明の通りでございますが、北と南は_____の____、____は_____の_____がございます。_____の_____があった_____に_____の_____を_____する為、_____の_____を_____したいというものでございます。_____が_____は_____であります。_____に伴う_____が_____されますので、_____を地域整備課と協議し、_____の_____を_____している_____への_____として、_____を行い_____が_____にいたします。_____が_____為、_____を_____するのは_____の_____にも_____があることが_____されるので、_____の_____から_____することといたしました。_____までの_____となりますことから_____と判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。補足説明で堀川推進委員は何かございますでしょうか</p>
委 員	<p>特にございません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>

市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第2号番号1は、許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に同様に5条申請となりますが、議案第2号番号2を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>議案第2号番号2について説明をいたします。</p> <p>次第6ページ、補足資料39ページから47ページ、をお願いします。</p> <p>下発地地区でございます。</p> <p>_____、_____、_____、に住所のある_____、_____の_____で、_____でございます。</p> <p>_____は、_____、_____に住所のある_____、_____でございます。申請の所在地は、_____、_____、_____で、面積は、_____です。</p> <p>場所でございますが、補足資料40ページに位置図がございますが、_____より_____に_____、_____に位置している箇所がございます。</p> <p>転用の目的ですが、_____である_____は_____で_____、_____を_____している_____でございます。</p> <p>_____は_____は、_____を行う際は_____に応じて、_____おりましたが、_____が_____したことで、_____にまとまった_____を行い、_____する_____が生じました。</p> <p>そこでその_____を_____ところ、_____まで_____が_____していた_____が_____を_____するには_____であると_____し、_____の_____も_____が申請の経過でございます。</p> <p>町の用途地域区分は、_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになりますので、参照してください。</p> <p>農地法第5条第2項第3号の資力・信用については、土地賃借料が、_____、_____が_____千円、合計が_____千円、となっています。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____となり、_____が添付されております利害関係につきましては抵当権、その他権利等は設定されておりません。</p> <p>次に施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では、許可後から令和_____年_____月末までが、工事期間で、概ね1年以内となっております、問題</p>

	<p>ないと思われます。</p> <p>次に、施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、該当いたしません。</p> <p>次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課及び農林振興係とは協議済みです。</p> <p>次に施行規則第57条第3号の農地等以外の土地利用はないので、該当しません。次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に農地法第5条第2項第4号の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されております。</p> <p>また、農地法第5条第2項第6号の一時転用ではありません。以上により議案第2号番号2については、許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号2について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>委員番号8番の柳沢昌代が議案第2号番号2について説明します。____の____から____があり、____に____と____と私の____で現地立会を行いました。場所等については先ほどの事務局説明の通りでございますが、申請の経過としては、____の____は____から____は行っていないことから、____の____は____を____として____との____もあり、また____に____はございますが、____として____こと等の理由により____はないと____いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願います。</p>
市村初仁議長	<p>荒井委員は補足説明ありますか。</p>
委 員	<p>特にございません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号2についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。全員賛成ですので議案第2号番号2を原案どおり可決</p>

<p>青木事務局長</p>	<p>いたしました。</p> <p>よって、議案第2号番号2は、許可相当として県知事に意見を送付します。次に同様に5条申請となりますが、議案第2号番号3を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第2号番号3について説明をいたします。次第6ページ、補足資料48ページから68ページ、をお願いします。追分地区でございます。</p> <p>_____は_____、_____に住所のある_____、_____でございます。</p> <p>_____は_____、_____に住所のある_____、_____です。</p> <p>申請の所在地は、_____、_____、_____、地目は、__で、面積は、_____です。場所でございますが、補足資料49ページに位置図がございますが、_____の_____で_____しております。転用の目的ですが、_____となります。_____を含めた面積全体は、_____でございます。_____の_____さんは_____の_____であり、_____もでございます。</p> <p>_____を_____した_____としては、_____が_____であること、_____や_____までの_____の_____により、_____に_____であると判断し、_____の_____も_____に_____したことから申請することとなりました。</p> <p>権利設定の内容は、_____による、_____となります。町の用途地域区分は、第_____種住居地域及び_____地域で、農地法による農地区分は、第_____種農地になります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになりますので、参照してください。</p> <p>農地法第5条第2項第3号の 資力・信用については、土地代が_____千円、造成費等が_____千円となり合計が_____千円でございます。資金の調達方法ですが、_____となり、_____が、提出されております。</p> <p>利害関係につきましては抵当権、その他権利等は設定されておられません。</p> <p>次に施行規則第57条第1号の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では、許可後から令和__年__月__日までが、工事期間で、概ね1年以内となっております。問題ないと思われます。次に、施行規則第57条第2号他法令の許認可等については、該当いたしません。</p> <p>次に施行規則第57条第2号の2行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課及び農林振興係とは協議済みです。</p> <p>次に施行規則第57条第3号の農地等以外の土地も利用いたしますが、配置図等で計画を確認し問題ないと思われます。</p> <p>次に施行規則第57条第4号の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に施行規則第57条第5号の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。</p> <p>次に農地法第5条第2項第4号の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されております。</p> <p>また、農地法第5条第2項第6号の一時転用ではありません。以上により議案第</p>
---------------	--

	2号番号3については、許可できない場合に該当しません。
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号3について担当委員より説明願います。
委 員	委員番号11番の小林朝夫が議案第2号番号3について説明します。_____ 堀川推進委員と、_____ である_____ の_____ 、_____ 及び私の3人 で立会を実施しました。_____ は_____ でございますが、_____ が_____ に_____ の_____ が_____ からあった為、_____ である_____ より_____ を_____ ことと なりました。_____ は_____ 、_____ は_____ の_____ 、_____ は_____ 、_____ は_____ の_____ であり、特に問題ないと判断いたしました。堀川委員も同意 しております。皆様のご審議のほどよろしく願います。
市村初仁議長	ありがとうございました。補足説明で堀川推進委員は何かございますでしょうか。
委 員	特にございません。
市村初仁議長	ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号3についてご意見のある方は願います。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委 員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号3を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号3は、許可相当として県知事に意見を送付します。次に議案第3号番号1「非農地の判断について」を議題といたします
青木事務局長	議案第3号番号1について説明をいたします。次第7ページから10ページ、補足資料69ページから71ページ、をお願いします。 所有者からの申し出及び各委員による農地パトロール結果による非農地判断について、ご審議をいただくものです。 議案のとおり、田、17筆、14,555.26㎡、畑、39筆、25,202㎡、合計で、56筆、39,757.26㎡、でございます。

	<p>判断の理由は、山林化しているため、となります。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございます。非農地の判断について、担当委員より補足説明ございますか。</p>
委 員	<p>2番の依田美和子が所有者からの申し出分についてご説明します。_____に井出推進委員と現地立会を行いました。場所は_____でございまして、_____より_____ほど_____で_____の_____に_____に_____、_____ではない_____でありまして、_____として_____するのは_____いたしました。所有者からの申し出ということもあり問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>井出推進委員さん、補足説明はございますでしょうか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございます。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号、についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第3号につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございます。賛成全員ですので議案第3号を原案どおり可決いたしました。よって、非農地通知を交付します。 次に、議案第4号番号1「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第4号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第11頁から14項、補足資料は、72頁から87項をお願いします。 軽井沢町長より、農業委員会会長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。 4月の公告分でございますが、再設定が、7件、10筆、面積は、22,001㎡、内訳は、田が736㎡、畑21,265㎡です。新規が8件、9筆、面積は、</p>

	<p>22, 840㎡、内訳は、田が0㎡、畑が22, 840㎡です。中間管理が1件、1筆、面積が7, 788㎡、内訳は、畑、7, 788㎡です。合計で、16件、20筆、面積は、52, 629㎡で、内訳は、田が736㎡、畑が51, 893㎡です。合計も同様です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ありがとうございました。審議の前にお知らせいたします。議案第4号については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当りますので、土屋史彦委員、市村正喜委員、荒井龍介委員、中里晃推進委員の一時退席をお願いします。</p>
委員	<p>退席</p>
市村初仁議長	<p>農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない事になっています。それでは、議案第4号、軽井沢町 農用地利用 集積計画の4月公告分について、ご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第4号軽井沢町農用地利用集積計画4月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。土屋史彦委員、市村正喜委員、荒井龍介委員、中里晃推進委員の復席を認めます。</p>
委員	<p>復席</p>
市村初仁議長	<p>復席した4名に申し上げます。農用地利用集積設定について、決定しましたので、お知らせします。</p> <p>次に6、のその他事項に進みます。(1)、のJA関係について、土屋代理よりご報告を願います。</p>
土屋代理	<p>それではJA関係を報告します。3月12日に野菜部会総会が開催されました。その際にトラクターの公道走行について話がありました。今までは幅が1.7メートル以上の農業作業機を装着した場合は小型特殊免許で公道は走行できませんでしたが、規定の改正により1.7mを超えた場合でも走行が可能となりました。</p>

	<p>たが、その場合は小型特殊免許ではなく、大型特殊免許の取得が必要となりますので皆さまにご周知をいたします。既に農協関係の農家の方では既に大型免許を取得された方が何名かいましたので、周辺で該当者がいる場合は注意喚起をお願いいたします。それから、軽井沢支所の関係で異動がございました。支所長代理の土屋氏が北大井店に異動、経済課の中島課長が異動、技術関係ですが、須江氏が北大井店に異動、販売の真島氏が御代田へ異動いたします。4月1日付けとなります。定植の関係ですがキャベツの定植が始まっております。注意喚起としてオナガが既に圃場で捕獲されておりますので防除等をお願いしたいとのことです。浅農会のゴルフコンペが4月12日に随縁軽井沢サインハンドレットで開催されますので、参加希望者は4月7日までに申し込みをお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。JA関係で何かご質問などはありますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>なければ次に進みます。(2)については戸谷補佐よりお願いいたします。</p>
戸谷補佐	<p>さきほど市村会長よりもご説明がありましたが、この4月1日の人事異動で松本の農業農村支援センターへ異動となりました。3年間大変、皆様にはお世話になりました。私の後任は岡沢でございますので、またよろしく願いいたします。すそれでは別紙をご覧ください。</p> <p>「別紙 佐久農業農村支援センター普及業務担当者一覧表説明」</p> <p>それと、トラクターの資料もご覧ください。ナンバーを取得できるものは公道走行が可能となりますが、ナンバーを取得できないものについては走行が不可能でございます。キャタピラーがついた機械等についても、走行できるもの、できないものと区別されますので、その点をご確認をお願いいたします。さきほどの会長代理からありました免許の関係でございますが、大型特殊免許を取得してもけん引する場合はけん引免許ももっていないとトラクターも運転することができません。私も農耕車両限定の免許をもっていますが、教習所で取得することは可能です。それと、小諸の農業大学校でも取得コースがありますのでご案内させていただきます。ホームページにも内容を掲載しておりますが、人気があるコースでありますので、ご確認ください。けん引する車両が公道を走行する場合は、テールランプの装着とかが必要となりますので、詳細についてはメーカーにお問い合わせをお願いいたします。以上です。大変お世話になりました。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。戸谷補佐は本日が最後ということでございますが、皆様から何かお聞きしたいようなことがありましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>なし</p>

市村初仁議長	<p>戸谷補佐におかれましては松本でもご活躍をいただきますようご祈念いたします。それでは次に4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。ここで10分間程度暫時休憩をいたしました。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩 16時00分 再開 16時10分</p>
市村初仁議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。(4)の事務局関係について事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
青木事務局長	<p>次第15ページをお願いします。</p> <p>ア、の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価案と、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案につきまして、4月1日から30日まで意見募集について、町広報とホームページで行いますので、委員の皆様も確認をいただきまして、何か意見がございましたら、事務局まで連絡をお願いいたします。なお、結果を受けまして6月に公表することとなります。</p> <p>イ、令和2年度の農作業標準労賃・機械作業標準料金の設定について、役員会に諮り、別紙のとおりですので、よろしくをお願いいたします。こちらも同じく4月の町広報かるいざわと町ホームページで情報発信いたします。</p> <p>ウ、委員活動記録簿による農地利用最適化相談活動等について別紙の「農業委員会活動記録セット」をご覧ください。農業委員会法第6条第1項に基づく法令業務や同条第2項に基づく農地利用最適化推進活動並びに同条第3項に基づく農業一般等に関する活動など委員各自の活動記録簿を参照しながら、農地の売買、貸借、転用の現地確認、事前相談等や農地パトロール関係の担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消と新規就農参入の促進、また、農業一般に関する調査及び情報提供活動等の中で、担当地区内の概要や状況報告を毎年、3月に行っております。しかしながら、本年については新型コロナウイルスの関係もございまして、委員の活動が停滞している状況もございまして、今年分の報告会は実施いたしません、委員各位におかれては今後、この記録簿への活動内容をご記入いただき、令和3年度中には一度、総会時に報告会の機会を設ける予定でおりますことをご了承ください。以上でございます。</p> <p>エ、 当面の会議・行事日程等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会4月役員会 令和3年4月16日(金)13時30分から 役場2階 第9会議室 ○第24期軽井沢町農業委員会第10回総会 令和3年4月28日(水)13時30分から 役場2階 第3・4会議室 ○軽井沢町農業者年金推進協議会総会 令和3年4月28日(水)15時30分から 役場2階 第3・4会議室 ○農業委員会5月役員会

令和3年5月17日(月)13時30分から 役場2階 第5会議室
○第24期軽井沢町農業委員会第11回総会
令和3年5月28日(金)13時30分から 役場2階 第3・4会議室

オ、配布資料等について

○全国農業新聞普及推進一覧表（令和3年3月1日現在）

引き続き委員の皆様には各地区で未加入の方がいらっしゃいましたら、呼びかけをお願いいたします。

○次に、農業者年金加入推進ニュースです。「加入者累計13万人早期達成3ヵ年運動」において当町として目標を達成することができました。委員の皆様のご活動に感謝申し上げるとともに、引き続き、加入推進活動をよろしくお願いいたします。

なお、各地区の加入対象者の名簿につきまして、事務局までお問い合わせいただければ、情報提供をいたしますので、お願いいたします。

○農作業死亡事故調査結果の周知及び令和3年春の農作業安全確認運動の実施についてですが、令和元年分の農作業中の死亡事故件数が公表され、全国では281件、昨年より7件増加した状況でございます。国にはおいては、平成29年の211件より事故を半減させる集中的な取り組みを農作業安全確認運動として令和2年より3か年の期間で実施しております。本年分については令和3年3月1日(月)から5月31日(月)までの3ヶ月間でございます。なお、長野県における春の農作業安全運動月間について「5月1日～31日」の予定ですので、本調査結果を踏まえた農作業事故防止に向けた取組の推進、強化について地区の農業者へ周知をお願いいたします。

○農作物の残茎等の適正な処理と農作業に起因する火災防止についてでございますが、令和3年3月8日(月)から4月9日(金)までは、「春の山火事予防運動特別強化月間」でございます。空気が乾燥した状態が続いており、下草火災が発生する恐れもございますことから、農作業に伴う草や枝等の処分は極力、焼却によらない方法により行うことを心がけていただき、やむを得ず、焼却をする場合については事前に消防署へご連絡いただくなどのご対応をお願いいたします。別添の資料を地区の農業者へ配布するなどのご活用をお願いいたします。

次に農業の働き方改革についてでございますが、外国人労働者を受け入れている農家の皆様への周知となりますが、適正な労働条件、雇用管理の確保、居住環境の整備に努めていただきたいとの内容となっております。次に補助金の申請者の皆様への周知についてでございますが、補助金の交付をよそおい、受給予定者の情報等をだまし取る振り込め詐欺にご注意いただきたい内容となっております。事務局関係は以上でございます。

市村初仁議長

ただ今の説明について、ご質問等ございましたらお願いします。はい、荒井龍介

委員	委員。 機械標準労賃についてですが、マルチ貼りの関係も掲載したほうがよろしいかと考えておりますがいかがでしょうか。
市村初仁議長	ここに掲載しているものは農業会議からの周知等、主だったものを掲載しております。それ以外のものについては農協からの提示でよろしいかと考えておりますので、農協にもお伝えして対応させていただきます。他にございますでしょうか。 はい、儘田推進委員
委員	農業委員会の令和2年度の目標お余地その達成に向けた活動の点検・評価についてですが、3ページ目に記載しております、新規参入関係で課題として挙げている担い手の育成、確保についてどのように今後進めていくのかお聞きします。現在、発地地区では法人参入の相談もございしますが、畑として土地をしたいとの要望もありますが、元々が田であることから、協議が難航しております。担い手とはどのような者を想定し、見通しているのかも確認したいと考えております。
青木事務局長	農林振興係が担当している人・農地プランが前提となり、担い手を育成していくこととなりますが、農業委員会の役割としても新規参入がございしますので、農業委員会も一体となり、この課題に取り組んでいかなければいけないと考えております。個人の場合の新規就農に関しては農業農村支援センターのご指導、ご助言等にもよりまして、農業大学校や里親での研修を経て約2年ほど、就農期間が必要となります。一方で法人についてはこのような就農に向けた段階的なステップをクリアする必要がございませんので、資金力や従業員の確保ができれば、農作物を生産することは可能でございます。それと就農していくにはやはり地域との協議にも時間をかけて行う必要も生じますことから、個人及び法人等の担い手への位置付けについてはその先にある議論ではないかと捉えております。
市村初仁議長	はい、儘田委員
委員	それと、11月頃に中間管理機構に提出する貸借の書類を農林振興係に提出している案件があるのですが、まだ集積計画で農業委員会にご提示いただいております。時間も経過しているので、農業委員会から催促していただくことは可能ですか。
青木事務局長	その進捗状況については農林振興係にも確認をいたしますが、農業委員会はあくまでも町側からご提出いただいた時点での審査となりますことをご承知いただきたくお願い申し上げます。

市村初仁議長	はい、儘田委員。
委 員	新規就農に関する相談を窓口等で受けた場合については委員にもご連絡ください。
青木事務局長	相談を受けた際には、委員の皆様にもご連絡をいたします。
市村初仁議長	<p>ほかにございますでしょうか。ないようであれば第24期軽井沢町農業委員会第9回総会を閉会といたします。</p> <p>大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">閉会 16時30分</p>